

外国証券取引口座規定

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客さまは、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 お客さまが当行との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 お客さまは、当行との間で行う外国証券のお取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行会社の国内の諸法令および慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の外国取引および国内店頭取引

(売買注文の執行地および執行方法の指示)

第4条 お客さまの当行に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当行の応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示される所により行います。

(注文の執行および処理)

第5条 お客さまの当行に対する売買注文並びに募集および売出しに係る外国証券の取得のお申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集および売出しに係る外国証券の取得のお申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、お客さまが希望され、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。
- (5) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまのお届出の住所あてに取引報告書等を送付します。

(受渡日等)

第6条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当行が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 約定日から起算して4営業日目を受渡期日とします。ただし、外国債券、累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CDおよび海外CPの受渡期日は、別途取り決めることができるものとします。

(外国証券の保管および名義)

第7条 お客さまが当行に外国証券の保管の委託をされる場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) お客さまが取得した外国証券は、混蔵寄託契約により当行に寄託するものとします。
- (2) 前号により寄託された外国証券は、当行の名義で当行の保管機関に寄託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令および慣行に従って保管します。
- (3) 外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当行の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (4) お客さまが第1号の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客さまは、海外CDおよび海外CPの国内における返還は請求しないものとします。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第8条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客さまのご希望により、当行はお客さまがご購入された当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第9条 当行の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実並びに償還金は、当行が代わって受領し、お客さまあてに支払います。この場合、支払手続において、当行が当該外国証券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまにご負担いただくものとし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収させていただきます。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権（新株引受権証券を除く。以下同じ。）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等により割り当てられる株式は、当行を通じ本口座により処理します。ただし、当該外国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 株式配当により割り当てられる株式は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまのご指示に従います。ただし、お客さまがご指示をされない場合には、当行は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

(諸通知)

第10条 当行は、寄託に係る外国証券につき、お客さまのお届出の住所あてに次の通知を行います。

- (1) 増資、株式の分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当行または外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に

関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について新聞公告が行われた場合は、お客さまが希望された場合を除いて当行は送付しません。

(発行会社からの諸通知等)

第11条 発行会社から交付される通知書または資料等は、当行においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付をご希望された場合は、お客さまのお届出の住所あてに送付します。

2 前項ただし書により、お客さまあての通知書または資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客さまが当行に支払うものとします。

(諸料金等)

第12条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

(1) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の外国取引については、外国の有価証券市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

(2) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内店頭取引については、国内の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

(3) 外国投資信託証券の外国取引については、ファンド所定の手数料および売買の取次地所定の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

(4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、ファンド所定の手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

2 お客さまのご指示による特別の扱いについては、当行の要した実費をその都度お客さまが当行に支払われるものとします。

(金銭の授受)

第13条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当行とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または当行が応じ得る範囲内でお客さまのご指定される外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当行が定めるレートによります。また、お客さまが外貨で受領またはお支払いを希望する場合には、あらかじめ当行にお申し出ください。

第3章 雑則

(取引残高報告書の交付等)

第14条 お客さまは、当行に寄託した外国証券について、当行が発行する取引残高報告書の定期的な交付または通帳方式による通知を受けるものとします。ただし、取引残高報告書については、お客さまが請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当行がお客さまに対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けまたは通帳方式による通知を受けるものとします。

3 当行は、当行がお客さまに対してお取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する

方法に代えて、定期的に取り引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第14条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令等の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

(届出事項)

第15条 お客さまは、住所、氏名または名称、印鑑および共通番号等を当行所定の書類により当行に届出するものとします。

(届出事項の変更届出)

第16条 お客さまは、当行に届出した住所、氏名、名称、共通番号等に変更のあったとき、またはお届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続により当行に届出するものとします。

(届出がない場合等の免責)

第17条 前2条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行は免責されるものとします。

(通知の効力)

第18条 お客さまの届出住所にあて、当行によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第19条 お客さまは、この約款に定める諸手続の費用として、当行の定めるところにより、口座管理料を当行に支払うものとします。

(契約の解除)

第20条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客さまが当行に対し解約のお申し出をされたとき
- (2) お客さまがこの約款の条項の一に違反し、当行がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当行が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当行がお客さまに対し解約の申し出をしたとき

2 前項の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当行は、お客さまのご指示に従います。

3 第1項第1号および第2号の場合において、前項の指示をした場合は、お客さまは、当行の要した実費をその都度当行に支払うものとします。

(免責事項)

第21条 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手續等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当行所定の書類に押印した印影とお届出の印鑑とが相違ないものと当行が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法、合意管轄)

第22条 お客さまと当行との間の外国証券の取引の契約準拠法は、日本法とします。

- 2 お客さまと当行との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第23条 この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第24条 お客さまは、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客さまの個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意します。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手續に係る委任を受けた者
- (2) お客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る当該外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手續に係る委任を受けた者
- (3) 外国証券又はお客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る外国証券の発行会社が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下本条において「適用国内外法令等」という。）に基づく書類の作成、適用国内外法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行会社若しくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の適用国内外法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手續に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以上

実施日：2020年3月16日